様式第５号（第３条関係）

景観計画区域内における命令書

発 第　　号

年　月　日

様

福知山市長　　㊞

景観法第１７条（第１項・第５項）の規定により、　　年　　月　　日までに次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、期限までにこの命令に従わないときは、懲罰又は罰金に処されることがあります。

| | |
|---|---|
| 行為の場所 | 福知山市 |
| 行為の種類 | |
| 行為の届出日 | 年　　月　　日 |
| 命令事項 | |
| 備考 | |

教示

(1) 不服申立て

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、福知山市長に対して異議申立てをすることができます。

（２） 取消しの訴え

この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福知山市（訴訟において福知山市を代表する者は市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定のあった日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前号の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。